

佐賀労働局発表
令和8年6月30日(火)

【照会先】
佐賀労働局雇用環境・均等室
室長 副島 正子
雇用環境改善・均等推進監理官 亀山 裕美
(電話) 0952-32-7218

報道関係者 各位

女性活躍の新たなステージへ！

－「えるぼしプラス認定」がスタート－

● 人材の活用と定着に向けた新たな企業認定の制度が始まりました！

佐賀労働局（局長 田之上英治）では、本年4月から新たな認定制度「えるぼしプラス認定」の申請を受け付けています。「えるぼしプラス認定」は、女性特有の健康上の課題（月経・更年期等）と仕事の両立を支援する企業を認定する制度です。

「えるぼしプラス認定」「プラチナえるぼし認定」は、女性活躍推進法に基づき、職場における女性の健康支援に取り組む優良な企業を認定する新しい制度です。



認定マーク

● 女性活躍を支える職場づくりに事業主が活用できる助成金があります！

女性の健康課題や不妊治療と仕事の両立支援に取り組む事業主に対し、両立支援等助成金の活用を促進しています

両立支援等助成金(不妊治療および女性の健康課題に対応するための両立支援コース)

- ① 不妊治療のための制度利用
 - ② 月経等および更年期の症状への対応を支援するための制度利用
- 事業主へ30万円支給

● 働く女性のための相談ブースを設けます！

女性の健康課題と仕事の両立等について、女性労働者からの相談をお受けするため相談会を実施します。事業主からの相談にも対応します。

日にち：令和8年7月25日(土)10:00～17:00

場所：SAGA アリーナ(SAGA×WOMAN EXPO 2026 佐賀労働局ブース)

対応内容：女性の健康課題・不妊治療と仕事の両立に関する制度、認定制度、助成金、法律(女性活躍推進や育児・介護休業法等)に関すること等

対象：労働者、事業主等

－添付書類－

- 1 えるぼしプラスのリーフレット
- 2 令和8年度両立支援等助成金
- 3 働く女性を支援する相談会 in SAGA×WOMAN EXPO 2026

職場における女性の健康支援に取り組み 新たな認定を目指しませんか？ えるぼしプラス・プラチナえるぼしプラス



えるぼしプラス(2段階目)



えるぼしプラス(1段階目)



えるぼしプラス(3段階目)の認定マーク



プラチナえるぼしプラス

- **えるぼしプラス認定とプラチナえるぼしプラス認定** は、女性活躍推進法に基づき、職場における女性の健康支援に取り組む優良な企業を認定する新しい制度です
- 認定を取得することで、企業アピールにつなげましょう

〈女性の健康支援に関する認定基準として、次の全てに該当すること〉

えるぼしプラス認定（1・2・3段階）・プラチナえるぼしプラス認定の全てで、女性の健康支援に関する認定基準は共通

- ① 「女性の健康上の特性に配慮した休暇制度（多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。）」及び「女性の健康上の特性への配慮のために利用することができる制度（半日単位又は時間単位の有給休暇取得、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、在宅勤務のうちいずれか）」を設けていること
- ② 女性の健康上の特性への配慮に関する方針（*裏面上段参照）を示し、①に掲げる制度の内容とともに労働者に周知させるための措置を講じていること
- ③ 女性の健康上の特性への配慮に関する研修その他の女性の健康上の特性への配慮に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること
- ④ 女性の健康上の特性への配慮に関する業務を担当する者を選任し、労働者からの女性の健康上の特性に関する相談に応じさせる措置を講ずるとともに、当該担当者を労働者に周知させるための措置を講じていること

- この制度は、女性活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業を認定する **えるぼし認定・プラチナえるぼし認定に、女性の健康支援に関する基準を追加する制度であり、女性の健康支援に関する認定基準（上記）だけでなく、女性活躍推進に関する取組についても基準を満たす必要があります。**

- 厚生労働省「女性活躍推進法特集ページ」をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



えるぼしプラス認定及びプラチナえるぼしプラス認定の申請のため、女性の健康上の特性への配慮に関する方針を定めるに当たっては、例えば次の内容の記述が有効です。（これに限るものではありません。）

- ・女性の健康支援の取組を行う背景（例：自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析に基づき、男女の平均勤続年数や配置、昇進・昇格、研修受講等において生じている男女の活躍の差の状況の要因の一部解消に向けた対策として女性の健康支援の必要性が見込まれる等、数値を含む実情）
- ・職場における女性の健康支援の取組が経営上の重要な課題である旨について全労働者の理解を促す経営トップ層等による決意表明
- ・女性の健康支援の目的は個々の労働者の最大限の能力発揮を図るものであることについて職場の管理者層に理解を促すメッセージ
- ・制度利用や健康課題の相談における労働者のプライバシーの保護やハラスメントの防止の重要性に関する呼びかけ

職場における女性の健康支援を 一般事業主行動計画にも位置づけて取組を推進しましょう！

- ・ **女性活躍の推進は、女性の健康上の特性に留意して行われるべき旨が女性活躍推進法で明確化されました。一般事業主行動計画の策定に当たっては、男女の性差を踏まえ、特に職場における女性の健康上の特性に係る取組が行われることが望ましいです。**
- ・ なお、性別を問わず使いやすい特別休暇制度の整備及び職場全体の働き方改革等、**女性だけでなく労働者全体を対象として取り組むことも有効**です。
- ・ 健康に関しては**プライバシー保護**が特に求められることに留意してください。
- ・ **取組を進めるとともに、えるぼしプラス認定及びプラチナえるぼしプラス認定（表面参照）の取得にも積極的にチャレンジしてください。**

女性の健康上の特性に係る取組の例

- **職場におけるヘルスリテラシー向上のための取組**
 - ・ 女性の健康上の特性に関する研修会の開催
 - ・ 婦人科検診等の検診受診の重要性を含めた、健康課題に関する啓発冊子の配布や動画の配信等
- **休暇制度の充実・柔軟な働き方の実現**
 - ・ 生理休暇を取得しやすい環境の整備
 - ・ 女性の健康上の特性に配慮した休暇制度の整備
（不調時の休養、治療・通院、検診等の多様な目的で利用することができる休暇制度等）
 - ・ 女性の健康上の特性に配慮した柔軟な働き方を可能とする制度の整備
（所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワーク等）
- **健康課題を相談しやすい体制づくり**
 - ・ 女性の健康上の特性について相談及び対応可能な体制構築
（産業医、カウンセラーの配置や外部の相談先の紹介、オンラインによる健康相談）
 - ・ 女性が気軽に利用・相談できるオンラインによる相互交流の場の設置
- **その他の取組**
 - ・ 婦人科検診の受診に対する支援
 - ・ 妊婦等が利用できる休憩スペースの設置

女性の健康上の特性に係る取組について
「働く女性の心とからだの応援サイト」を参考にしてください

* 企業の取組事例なども掲載されています

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/health/business-efforts.html>



2026(令和8)年度 両立支援等助成金のご案内

仕事と育児・介護等を両立できる職場環境づくりのために、
以下の取組を行った事業主の皆さまを応援します！

- 男性の育児休業取得促進 >>> 1 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)
- 仕事と介護の両立支援 >>> 2 介護離職防止支援コース
- 円滑な育児休業取得支援 >>> 3 育児休業等支援コース
- 業務代替者への手当支給等 >>> 4 育休中等業務代替支援コース
- 育児期の柔軟な働き方整備 >>> 5 柔軟な働き方選択制度等支援コース
- 仕事と不妊治療等の両立支援 >>> 6 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

6 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

不妊治療、月経(PMS(月経前症候群)含む。)や更年期といった女性の健康課題に対応するために利用可能な両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組むとともに、不妊治療や女性の健康課題に関する労働者の相談に対応し、それぞれに対応する両立支援制度を労働者が利用した場合に受給できる助成金です。

	支給要件	支給額
A	不妊治療のための両立支援制度を5日(回)利用	30万円
B	月経に起因する症状への対応のための支援制度を5日(回)利用	30万円
C	更年期に起因する症状への対応のための支援制度を5日(回)利用	30万円

おもな要件

- A~Cそれぞれの両立支援制度(※)、制度利用の手続きや賃金の取扱い等を就業規則等に規定(※)休暇制度/所定外労働制限制度/時差出勤制度/短時間勤務制度/フレックスタイム制度/在宅勤務等
- 労働者からの相談に対応する両立支援担当者を選任
- 対象労働者(制度利用の開始日から申請日まで雇用保険被保険者として継続雇用)がA~Cそれぞれの両立支援制度を合計5日(回)利用



詳しい支給要件や手続きは厚生労働省 HP か以下までお問い合わせください。

〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎5階
佐賀労働局 雇用環境・均等室 TEL 0952-32-7218



【厚生労働省作成資料リーフレットNo.14 より抜粋】

佐賀労働局

働く女性を支援する相談会

in SAGA × WOMAN EXPO 2026



2026年
4月1日より

女性の特有の健康上の課題と仕事の両立を支援する企業を認定する制度がスタートしました。

日時

令和8年7月25日 10:30～16:30

会場

SAGA アリーナ内 佐賀労働局ブース
(佐賀市日の出2丁目1-10)

内容

女性の健康課題・不妊治療と仕事の両立に関する制度に関すること
女性活躍推進法、育児・介護休業等、法律に関すること
えるぼし認定、くるみん認定に関すること
両立支援等助成金に関すること
女性の活躍推進企業データベースの活用の仕方 等

対象

労働者 企業の人事・労務担当者 等

参加費

無料(事前予約なし)

女性の活躍推進企業
データベース



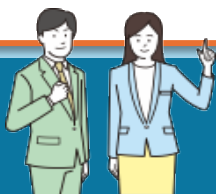
「女性の活躍推進企業データベース」で企業の女性活躍推進の取組みの確認ができます。
会場でぜひご確認ください!

「SAGA×WOMAN EXPO 2026」について

「佐賀から始まる、新しいワタシ。」をコンセプトに、佐賀県と日経BPが連携して開催するイベント。キャリアや美容、健康、子育てに関する幅広い分野のセミナーブース、体験メニューなど、女性の可能性を広げる様々なコンテンツを企画。

【概要】

日時：令和8年7月25日(土曜日) 10:00～17:30
場所：SAGAアリーナ(佐賀市日の出2丁目1-10)
参加費：無料、一部事前申込制



お問い合わせはこちら

佐賀労働局雇用環境・均等室

0952-32-7218 (受付時間 平日8:30～17:15)